

## 道路運送車両法

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 自動車登録番号標交付代行者の指定
- ② 手続根拠 : 道路運送車両法第25条第1項
- ③ 手続対象者 : 自動車登録番号標を登録自動車の所有者に交付する業を行おうとする者
- ④ 提出時期 : なし
- ① 提出方法 : 自動車登録番号標交付代行者規則第2条第1項各号の事項を記載した申請書と共に、必要書類（同条第2項各号の書面等）を添付して、事業場の所在地を管轄する運輸支局（以下「運輸支局」という。）を經由して運輸局に提出することとなっています。（自動車登録番号標交付代行者規則第14条参照）  
なお、詳細については、運輸支局にご確認願います。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 自動車登録番号標交付代行者規則第2条第2項に規定する書面等。  
なお、詳細については、運輸支局にご確認願います。
- ⑧ 申請書様式 : 運輸支局にご確認願います。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 運輸支局にご確認願います。

### 2. 窓口案内

- ① 提出先 : 運輸支局  
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/html/car22.htm>
- ② 受付時間 : 運輸支局にご確認願います。
- ③ 相談窓口 : 運輸支局

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 運輸支局にご確認願います。
- ② 標準処理機関 : 運輸支局にご確認願います。
- ③ 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）